

ソマリア沖への海上自衛隊派遣断固反対！新法成立と『集団的自衛権』行使反対！

憲法9条を守る闘いをさらにすすめよう！

政府はアフリカ・ソマリア沖の「海賊対策」として1月28日、海上自衛隊派遣を決定。これにともない浜田防衛相は、派遣の準備をおこなうよう指示をおこなった。これは「新法を待たず派遣を早期に検討するように」という麻生首相からの昨年来の指示に応えたものだ。海警行動は3月に発令、4月から実施される。与党はこれを契機に、自衛隊派遣を随時可能にする新法制定に向けて検討に入ったと伝えられる。この海自派遣は、自衛隊法82条に定める海上警備行動の解釈を拡大し、「海賊対策」という名目での自衛隊海外派兵をなし崩し的におこなうものであり、断じて認められない。

派遣される「護衛」艦は、ヘリコプター空母や対空誘導弾の搭載など、いずれも対空・対水上、対潜水での重装備で強力な戦闘能力を持った戦艦である。さらに派遣部隊にはその存在すら明らかにされない「特殊部隊」も乗り込み、P3C対潜哨戒機などの追加派遣も検討されているという。

海自派遣をめぐっては現在、海賊被害がマスコミを通じてクローズアップされており、海上保安庁か海上自衛隊のどちらが対応すべきかといった議論や、自衛隊法の枠内での武器使用の問題にすり替え論議がおこなわれている。また、この海自派遣を契機に自衛隊法の新法が検討されている。現行法では、保護対象は海上警備行動を日本船籍や日本人が乗船、あるいは日本企業が運行管理する外国船や積荷などで国交省が判断をするが、新法では外国船を含む全船舶を対象とするなど、集団的自衛権の行使も視野に入っている。また、武器使用も正当防衛と緊急避難に限られているが、新法では海賊行為が予測される場合に相手に危害を与える射撃も認めるなど、明らかに“防衛”を逸脱し、“攻撃”へと武器使用範囲の拡大をおこなっている。

そもそも海賊による強奪は、ソマリアの不安定な情勢により発生すると言われている。その問題を差し置いて、「海上警備」や「護衛」を口実に、自衛隊派遣の実績として積み上げられようとしている。これまでのPKO協力法やテロ特措法・イラク特措法では活動の国会承認か報告が義務付けられ、海外派兵にはわずかな足かせと文民統制が取り繕われてはきた。しかし政府は昨年、集団的自衛権の行使ができるよう憲法解釈の変更を求めた「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会（安保法制懇）」の『報告書』を受けている。この『報告書』では、米軍への攻撃を受けた場合の自衛隊の応戦態勢の不備が指摘されるなど、さらに一歩踏み込んだものとなっている。そして『田母神論文』で世論を喚起し、今回の海自派遣とあわせ、派遣の恒久化や『集団的自衛権』行使の必要性が議論の俎上に乗せられようとしている。

一方で横須賀での原子力空母の母港化や、沖縄の普天間基地移設、米軍岩国基地沖合移転・強化が進められるなど、米軍事『再編』にあわせ、日米軍事同盟がいつそう強化されようとしている。これらの動向は、政界再編を睨む野党の弱腰を見計らい、既に成立している憲法改正に向けた国民投票法が発議される時期も射程に入れられていることも忘れてはならない。

そもそも憲法9条では、武力による威嚇や行使はおろか、自衛隊＝軍隊の存在や交戦権を認めていない。しかしいまや、9条を守ろうとする声すら風前の灯となっている。この動向を見据え、法の網をかいくぐり、自衛隊派遣の恒久化をめざす新法が立法化され、日本は軍隊の派遣国になろうとしている。

私たちはこうした動向に黙っているわけにはいかない。今回の自衛隊派遣と、新法成立に断固反対し、憲法9条を守り抜く強い意志を表明するものである。

2009年1月30日

全日本鉄道労働組合総連合会（JR総連）

【参考】自衛隊法82条（海上における警備行動）

第82条 防衛大臣は、海上における人命若しくは財産の保護又は治安の維持のため特別の必要がある場合には、内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊に海上において必要な行動をとることを命ずることができる。